

令和6年度

羽鳥ダム管理事業

羽鳥ダム堆積土砂撤去工事

特別仕様書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第1章 総則

令和6年度羽鳥ダム管理事業羽鳥ダム堆積土砂撤去工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、羽鳥ダム管理事業計画に基づき、貯水池及び取水導水路に堆積した土砂を撤去するものである。

2. 工事場所

福島県岩瀬郡天栄村大字羽鳥地内

3. 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

1) 一般

河川名：1級河川、阿賀野川水系、鶴沼川

流域面積：42.69km²

計画洪水量：288m³/sec

2) 施工延長 L=543.15m

施工始点 No. -3+1.6

施工終点 No. 24+1.55

3) 堆積土砂撤去工

V=10,500m³

4) 仮設工

1式

4. 工事数量

別紙ー1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

取水導水路内の土砂撤去作業は、かんがい取水が終了する令和6年8月20日（予定）まで着手できない。

なお、作業手順については工事着手前に監督職員と打合わせるものとする。

また、次年度のかんがい用水を貯留するため、No. 17～No. 24+1.55の土砂撤去作業は令和6年9月13日までに完了させなければならない。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・猛暑日・休日等 34 日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇を含んでいる。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことが出来るが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期：令和 6 年 7 月 16 日から令和 6 年 10 月 4 日まで

(余裕期間：契約締結の日から令和 6 年 7 月 15 日まで)

※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には余裕期間は適用しない。

4. 施工時設定水位

施工時の設定水位は下表のとおり考えている。

なお、かんがい取水終了時（令和 6 年 8 月 20 日）の貯水位は EL668m を想定しており、貯水位を最低水位 (EL. 664m) まで低下させ令和 6 年 9 月 13 日まで維持するものとするが、大雨等により急激な水位上昇のおそれがあるため、施工期間中は気象情報収集と予測に努め、必要な措置を講じるものとする。

なお、最低水位 (EL. 664m) への到達日はかんがい取水終了後、10 日後程度を想定しているが、工事期間中のダムの流入状況により前後することがある。

また、土砂撤去作業が令和 6 年 9 月 13 日より早く完了した場合は、貯留を開始させるものとする。

年月日（予定）	設定水位 (EL. m)	施工可能範囲（想定）
令和 6 年 8 月 20 日～ 令和 6 年 8 月 30 日	668～664（最低水位）	No. -3-1.6～No. 17 （水位低下後、順次施工）
令和 6 年 8 月 30 日～ 令和 6 年 9 月 13 日	664（最低水位）	No. 17～No. 24+1.55

第 4 章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、砂質土を想定している。

2. 関連業務

本工事に関連して次に示す業務を予定しているので、監督職員及び関連する業務等の受注者と十分に連絡、協議し、工程に支障が生じないように調整しなければならない。

業 務 名：羽鳥ダム取水設備その他保守点検業務

履行期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

業 務 名：羽鳥ダム管理用制御装置保守点検業務

履行期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

3. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-34及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

(3) 交通対策

工事用資・機材の運搬等に使用する公共道路については、他の交通の支障とならないよう留意するとともに、事故防止に努めなければならない。

(4) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

第5章 指定仮設

1. 網場横断工

ダム池敷内の走行時に網場設備に負荷をかけ損傷しないよう図面に示す横断工を整備しなければならない。

なお、現場条件等により横断工の位置、構造等を変更する場合は監督職員と協議するものとする。

網場設備（フロート）の寸法、材質は以下のとおりである。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) フロート径 | φ 620mm |
| (2) フロート長 | 1,000mm |
| (3) フロートピッチ | 2.5m 程度 |

- (4) 材質 外皮：高密度ポリエチレン
 内皮：発泡スチロール

2. 工事用道路

ダム池敷内への進入は、図面に基づき工事用道路を整備しなければならない。

なお、現場条件等により敷鉄板の敷設数量が変更となる場合は監督職員と協議するものとする。

3. 仮廻し水路工

工事期間中、沢水が取水導水路に流入するのを抑制するために、図面に示す区間を掘削し、沢水を仮廻しするものとする。

なお、現場条件等により掘削範囲、掘削断面及び掘削延長が変更となる場合は、監督職員と協議するものとする。

4. その他

上記に示す以外の仮設が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要になった場合は、受注者の責任により確保するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 見本または資料提出

次に示す工事材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
大型土のう袋	カタログ、性能証明書

2. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域から調達することを想定しているが、安定的な確

保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、賃料及び輸送費用等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	用途	調 達 地 域
敷鉄板	網場横断工、工事用道路	須賀川市

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主点検記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種	確認内容	確認時期	遠隔 対象	備考
土砂撤去工	掘削状況、 導水路底高	初期施工段階で1箇所、 以降断面変更毎に1箇所	—	No. -3、No. 6、 No. 13、No. 22
工事用道路	敷鉄板敷設 面積	敷鉄板敷設時	—	
網場横断工 (設置)	幅、高さ、 長さ	網場横断工整備時	—	
網場横断工 (撤去)	大型土のう 空袋確認	網場横断工撤去時	—	

2. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
廃プラスチック (大型土のう袋)	(株) 柳田産業	郡山市逢瀬町河内栗 生 27 - 15	8 時～17 時	最終処分 施設業者

3. 土工

(1) 掘削

- 1) 掘削に当たっては、既設導水路等に損傷を与えないよう十分注意して施工しなければならない。
- 2) 既設導水路等の損傷、法面の崩落が発生又は、そのおそれが認められる場合は速やかに監督職員に報告し、その対応について協議しなければならない。

(2) 撤去土砂の処理

- 1) 本工事の掘削土は全て、羽鳥ダム敷地内に存置することで計画している。
- 2) 掘削土は、容易に取水導水路に再堆積しないよう沢地形の箇所を避けた位置に敷き均すものとし、着手前に監督職員と敷き均し場所等について打ち合わせを行うものとする。
- 3) 本工事で撤去・搬入した土量が把握できるように努めることとする。
- 4) 土砂の敷き均し場所に土留め等の処理が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. ダム敷地内における安全対策

本工事は、大雨洪水等によって施工範囲が水没するおそれのある工事現場であるため、工事施工に際し、気象状況に留意し、作業内容に応じた退避計画を策定し、監督職員に提出するものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札説明書による。

2. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黑板情報の電子化を行う場合は、従来型の黑板を併用することはできない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。
- 4) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL

(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第11章 情報化施工技術の活用について

1. 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」(農林水産省農村振興局整備部設計課)に基づき、受注者の発議により、下表の適用工種に係る起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」(受注者希望型)である。

情報化施工技術	適用工種
1 TS 等光波方式出来形管理技術	土工(掘削)
2 TS(ノンプリズム方式)出来形管理技術	土工(掘削)

3 UAV 空中写真測量出来形管理技術	土工（掘削）
4 TLS 出来形管理技術	土工（掘削）
5 UAV レーザー出来形管理技術	土工（掘削）
6 地上移動体搭載型 LS 出来形管理技術	土工（掘削）
7 RTK-GNSS 出来形管理技術	土工（掘削）
8 ICT 建設機械施工技術	土工（掘削）

2. 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に情報化施工技術活用工事を行うことができるものとする。情報化施工技術活用工事を行う場合は、次の3～7によるものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。

3. 施工計画

受注者は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

4. 情報化施工技術に係る貸与資料

基本設計データの作成のために必要な貸与資料は、下表のとおりである。この他必要な資料がある場合には、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。

貸与資料	備考
1 令和5年度 羽鳥ダム堆砂量その他測量業務	
2 図面のCADデータ	

5. 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用 TS 等光波方式等を準備しなければならない。

6. 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

7. 情報化施工技術活用工事の費用

ア 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。

- イ 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。
また、発注者の指示により歩掛調査を実施する場合には協力しなければならない。

第 12 章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、工事請負契約書第 30 条によるものとする。
また、大雨等により施工が不可能となった場合は、工事を一時停止する場合がある。

第 13 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 土質の変更が生じた場合
- (2) 転石が出現した場合
- (3) 排水処理が必要となった場合
- (4) 土留め処理が必要となった場合
- (5) 堆積土砂数量に変更が生じた場合
- (6) 工事用道路の整備が必要となった場合
- (7) その他本仕様書に定めないもの

第 14 章 その他

1. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

2. 契約後 V E 提案

(1) 定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

- 1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。

- ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ②工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③競争参加資格要件として求めた同種工事または類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

1) 受注者は、(2) のV E 提案を行う場合、次に掲げる事項をV E 提案書（共通仕様書 様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ①設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比及び提案理由
- ②V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- ③V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤工業所有権を含むV E 提案である場合、その取り扱いに関する事項
- ⑥その他V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出されたV E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の適否等

1) V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6－5）によりに通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る乙の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行う。

6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下、「V E 管理費」という。）を削減しない。

7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じる

ものとする。

- 8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行う。

また、V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合でも前記6）のV E 管理費については、変更しない。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（5）V E 提案書の使用

受注者のV E 提案が採用された場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

（6）責任の所在

発注者がV E 提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1－1－37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（C D－R若しくはD V D－R）正1部、副2部
- ・工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

4. 主任技術者等の専任期間

- （1）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- （2）契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- （3）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

（1）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（2）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（3）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

（4）対策検討会議

工事期間中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事務所長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。

なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

- (5) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 工事関係書類様式（様式-42））に記録し、相互に確認するものとする。

7. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

- 3) 真夏日率以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなす。ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※ 補正係数：1.2

8. 現場環境の改善の試行

- (1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と

協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) 1) ①～⑥の設備・機能を満たすものとする。

(2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

1) 内容

受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ① 洋式(洋風)便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨ サニタリーボックス
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ⑫ 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- ⑬ 擬音装置(機能を含む)
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1) の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】①～⑥及び【付属品として備えるもの】⑦～⑰の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限

に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。

なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1) 用水・電力等の供給設備 2) 緑化・花壇 3) ライトアップ施設 4) 見学路及び椅子の設置 5) 昇降設備の充実 6) 環境負荷の低減
営繕関係	1) 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2) 労働宿舍の快適化 3) デザインボックス（交通誘導員警備員待機室） 4) 現場休憩所の快適化 5) 健康関連設備及び更生施設の充実等
安全関係	1) 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2) 盗難防止対策（警報器等） 3) 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1) 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） 2) 完成予想図 3) 工法説明図 4) 工事工程表

	5) デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 6) 見学会の開催（イベント等の実施含む） 7) 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 8) パンフレット・工法説明ビデオ 9) 社会貢献
--	---

10. 週休2日による施工

（1）本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

（2）「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われないう状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（3）週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

1) 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育、訓練等の記録資料等により行うものとする。

3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合又は実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。

1) 補正係数

	4週8休以上 [現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上]
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

2) 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1)に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

11. 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。

ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。

なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場

合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点评価する。

なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- 2) 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点评価する。ただし、月単位の週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐休日の確保を行った。
- ☐その他[理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

- ☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- ☐その他[理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]

- 3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜日及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点评価する。

○事業（務）所長用

- ☐その他[理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜日及び日曜日に現場閉所を行った。]

12. 地域以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場 管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終 精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更 対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績

変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。

- （４）受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- （５）受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- （６）発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「（４）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- （７）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- （８）疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする

13. １日未満で完了する作業の積算

- （１）本工事における１日未満で完了する作業の積算（以下、「１日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- （２）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- （３）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しない。
- （４）受注者は、協議に当たって、１日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しない。
- （５）災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しない。

14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- （１）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

15. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第 15 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

別紙－ 1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 池敷内土砂撤去工				
(1) 池敷内土砂撤去工				
土砂掘削	超ロングアームバックホウ	m ³	1,300.000	
土砂掘削	バックホウ山積0.8m ³	m ³	9,200.000	
土砂運搬工		m ³	8,400.000	
土砂運搬（不整地）		m ³	4,200.000	
現場発生土整地工	敷均し（ルーズ）	m ³	12,600.000	
2. 網場横断工（設置・撤去）				
(1) 網場横断工（設置・撤去）				
敷鉄板施設工	設置～賃料～撤去	m ²	56.000	
大型土のう設置・撤去工		袋	32.000	
大型土のう袋処分		ton	0.064	
大型土のう袋処分輸送費		式	1.000	
土砂掘削	バックホウ山積0.8m ³	m ³	21.000	
土砂盛土工	バックホウ山積0.28m ³ 、 振動ローラ	m ³	19.000	
法面整形	バックホウ山積0.8m ³	m ²	6.000	
3. 敷鉄板敷設				
(1) 敷鉄板敷設				
敷鉄板敷設工	工事用道路	m ²	1,463.000	
4. 仮廻し水路工				
(1) 仮廻し水路工				
土砂掘削		m ³	860.000	
現場発生土整地工	敷均し（ルーズ）	m ³	1,030.000	
5. その他				
(1) 運搬費				

工 事 数 量 表

別紙－ 1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
運搬費				
運搬費				
敷鉄板輸送		式	1	
特殊機械輸送	20t車以上30tまで、100km まで	台	1. 000	
重建設機械輸送	分解・組立・運搬費	台	1. 000	

令和6年度

羽鳥ダム管理事業

羽鳥ダム堆積土砂撤去工事

図 面 目 録

番号	図面名称	枚数	備考
1	位置図	1	
2	羽鳥ダム取水導水路平面断面図	1	
3	仮設計画図（1 / 4）	1	
4	仮設計画図（2 / 4）	1	
5	仮設計画図（3 / 4）	1	
6	仮設計画図（4 / 4）	1	
計		6	